

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第64回）

- 日時：令和3年2月3日（水） 午後3時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
令和新時代創造本部、危機管理局、総務部、福祉保健部
子育て・人財局、生活環境部
東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
鳥取市保健所
アドバイザー（鳥取大学 景山教授）
- 議題：
 - （1）緊急事態宣言の延長について
 - （2）その他

緊急事態宣言の期間延長・区域変更 (2/2)

<緊急事態措置を実施すべき期間>

令和3年 **3月7日**まで**延長** (従前: 2月7日まで)

ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなつたと認められるときは、速やかに解除

<緊急事態措置を実施すべき区域>

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の10都府県

※栃木県を除外

今回延長

対象地域	始期	終期
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 (1都3県)	1月8日	3月7日
岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県 (2府4県)	1月14日	3月7日
栃木県 (1県)	1月14日	2月7日

基本的対処方針（改訂）の概要①

【緊急事態宣言の対象区域における取組の徹底】

- 下記の4点の取組を継続・徹底
 - ①飲食店に対する20時までの営業時間短縮要請
（働きかけの強化、業種別ガイドライン遵守の徹底）
 - ②テレワークによる出勤者数7割削減
 - ③不要不急の外出・移動等の自粛
 - ④イベントの開催制限（収容率1/2かつ5,000人以下）

【宣言対象区域から除外された都道府県の取組】

- 対策の緩和については段階的に行い、必要な対策はステージⅡ相当以下に下がるまで継続
 - ①飲食店に対する営業時間短縮要請は当面継続（営業時間、対象地域は知事が判断）
 - ②出勤者数7割削減の目標は当面継続、その後段階的に緩和
 - ③外出自粛は当面継続、その後段階的に緩和
 - ④イベントの開催制限は段階的に緩和

基本的対処方針（改訂）の概要②

【医療提供体制・検査体制の拡充】

- 特定都道府県（宣言対象区域の都道府県）における高齡者施設の従事者等の検査の集中的実施計画の策定、その後も感染状況に応じ定期的に検査を実施
- 高齡者施設等への感染制御及び業務継続支援チームの派遣等
- 民間検査に関する環境整備（民間検査機関に精度管理や提携医療機関の決定等を要請）
- 医療機能に応じた役割分担を明確化した上での病床確保、地域の実情に応じた転院支援の仕組みの検討等
- 家庭内感染防止等のため、自宅療養における健康フォローアップの強化等
- 職場における感染防止のため、事業者自らが感染防止策の遵守状況を確認する取組の推進

新型コロナウイルス感染症対策分科会提言

緊急事態宣言下での対策の徹底・強化についての提言（2/2）

- 「急所」を押えた対策に多くの国民が協力していただいたおかげで短期間に効果があがり、**全国的に新規報告数が減少傾向**
- しかし感染の水準が未だ高く、**医療への過剰な負荷が継続**しているため、解除が難しい地域もある。
→ 「解除が難しいと考えられる地域」では、感染者の減少傾向を確かなものとするため、**以下7つの対策を確実に実行**していく必要

① 国民の行動変容を起こす国と都道府県が一丸となった情報発信

基本的な感染対策の重要性の周知、若者等にも重症化や後遺症の報告があることの呼び掛け等

② 感染減少の加速に向けた対策の徹底

不要不急の外出自粛や営業時間短縮要請の徹底、ガイドラインの遵守、部活動・サークル活動における感染リスクの高い活動の制限、卒業旅行・謝恩会を控えるよう呼びかけ、変異株を特定するための監視体制強化

③ 高齢者施設での感染防止策の徹底

高齢者施設の職員の定期的な検査、発熱者が確認された場合の抗原定性検査（簡易キット）の活用、感染者が確認された場合の支援チームの派遣

新型コロナウイルス感染症対策分科会提言

④ 病床・医療従事者の確保強化

医療機能に応じた役割分担（重症患者の受入れ強化、後方支援病院の拡充）、宿泊療養施設の確保、回復期・療養病院や高齢者施設に対する退院基準を満たした患者の受入れ要請、臨時の医療施設の開設検討、災害医療チームの活用、宿泊療養・自宅療養患者への健康フォローアップの実施

⑤ 入院・転院支援のためのコーディネート機能の強化

夜間休日も含めた広域の入院調整を行う仕組みの導入（臨床医を都道府県対策本部等の職員として任命する等）、受入れ可能な医療機関リストの提供

⑥ 自費検査の実態の見える化

精度管理の実施の促進、陽性者が出た場合の保健所への届出がなされる仕組みの構築、要件を満たす自費検査施設の公表

⑦ 重症者予防のための治療法の普及

国立病院における重症患者等の治療方法の周知・普及、重症化マーカーの臨床現場での活用促進

※ 解除可能と考えられる地域においても、上記のうち必要な対策については実施

緊急事態宣言延長に伴う往来についてのお願い

- ◆東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、京都府、兵庫県(香美町及び新温泉町を除く)、愛知県、岐阜県、福岡県(「緊急事態宣言」対象地域)

⇒ 日程の見直しを改めて検討していただくことも含め、受験など必要のあるものを除き、平日・休日を問わず可能な限り往来を控えてください。

なお、これらの地域からいらっしゃった場合、来県後14日間は、会食を控える、マスクの着用や三密を避けるなど基本的な感染症対策を徹底し、体調管理に努めるとともに、慎重な行動をお願いします。健康状態に異常がないか観察していただき、倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など少しでも違和感を自覚した場合には出歩かず、まず「受診相談センター」や「接触者等相談センター」にご相談ください。

【受診相談センター】

受付時間:9:00～17:15 0120-567-492(コロナ・至急に)

上記以外:[東部] TEL0857-22-8111 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

【接触者等相談センター】

[東部] TEL0857-22-5625 [中部] TEL0858-23-3135 [西部] TEL0859-31-0029

- ◆その他の感染が流行している地域(「感染流行警戒地域(Ⅳ)」)、「感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)」)

⇒ 不要不急の往来については控えることも含め、慎重にご判断ください。

北海道、茨城県、栃木県、群馬県、三重県、滋賀県、奈良県、山口県、大分県、沖縄県など

- ◆兵庫県のうち香美町及び新温泉町(因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏)

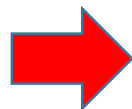
⇒通勤、通学、生活用品の買い物など、感染予防対策を十分取った上での必要不可欠な往来については、差し支えありません。ただし、不要不急の往来は控えてください。

- ◆体調に不安があるときは、往来を控える他、行き先の自治体が出しているメッセージなども確認してください。

医療従事者等のワクチン優先接種

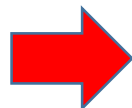
3月中旬(予定)からの優先接種に向け医師会、医療機関等と調整

・病院の医療従事者



・病院内でワクチン接種

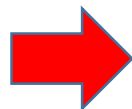
・診療所の医療従事者



・地区医師会の指定する
接種会場でワクチン接種

※地区医師会急患診療所等を想定

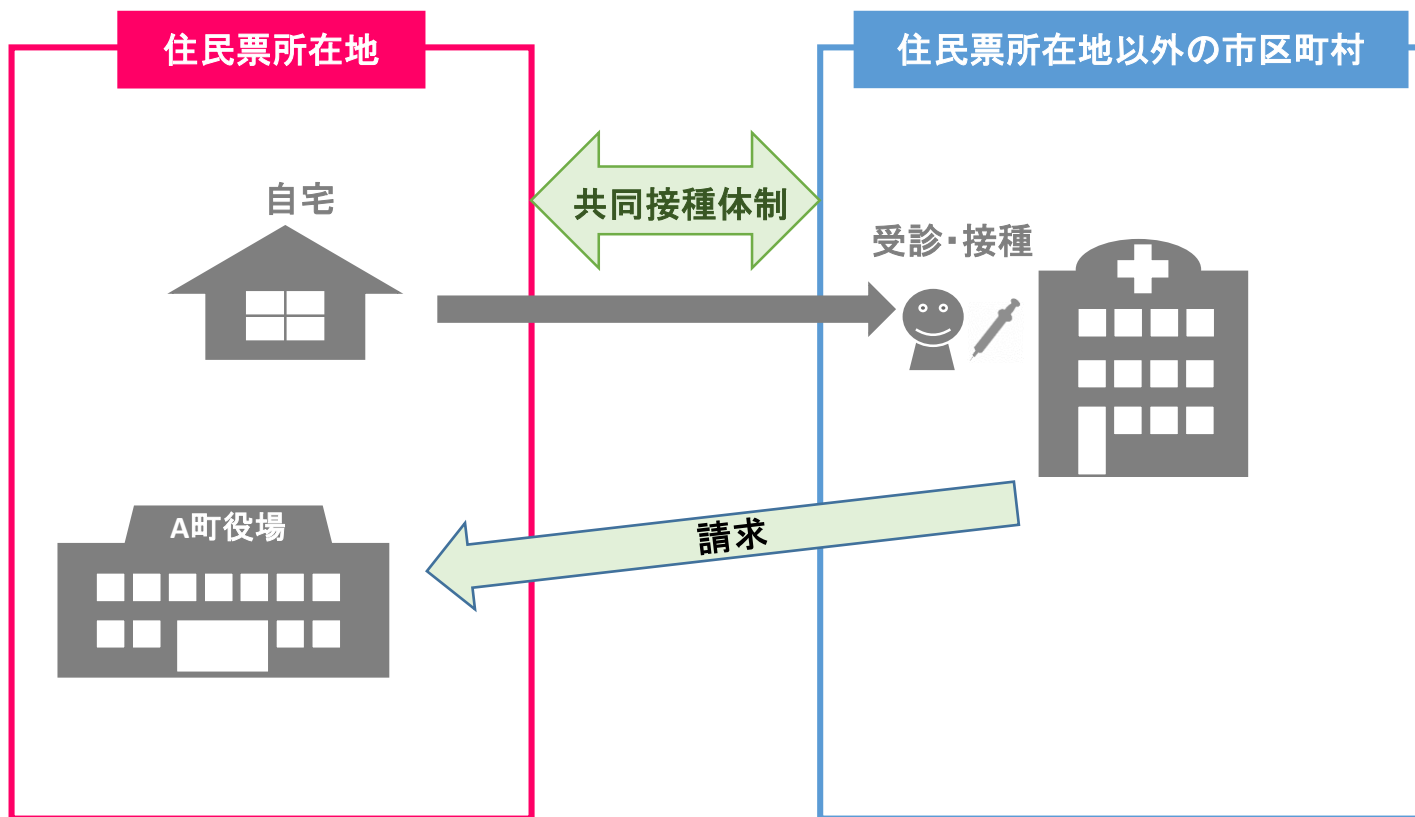
・歯科の医療従事者
・薬局の医療従事者
・消防、自衛隊、保健所 等



・県の指定する接種会場で
ワクチン接種

市町村が連携する共同接種体制

ワクチン接種 ⇒ 住民票のある市町村での接種が基本
近隣の市町村での共同接種体制を構築 ⇒ 他の市町村の医療機関で接種



高齢者施設における感染対策の徹底

高齢者施設感染発生即応チームの創設

感染者が
一例でも発生

⇒ 専門家チームの現地点検調査、県・市町村の合同チーム派遣

感染管理認定看護師による緊急指導

感染管理認定看護師等による現地指導、オンライン方式の研修会で全施設に感染予防を徹底

〔 ●米子ワークホーム（障がい者施設）2月10日 ●いきいきケアホーム境港（有料老人ホーム）2月中旬 ほか〕

鳥取県版感染拡大予防ガイドラインの徹底

現地指導を踏まえて**ガイドライン**を徹底 ・3密を避けた食事 ・フェイスシールド 等

このうち特に気を付けるべき10項目を鳥取スタンダードとして周知

・食事提供時はフェイスシールドを使用 ・アルコールによる清拭消毒 など

<参考> 実施中の緊急プロジェクト

感染予防に取り組む施設 への支援制度の創設

高齢者施設等に対し更なる感染対策を講じるための補助事業を新設 【補助率：9/10】
（1事業所につき20万円上限）

体調不良等緊急 通報制度の創設

体調不良者が発生した場合の通報制度を新設

緊急行政検査

体調不良等の通報があった事業所や地域で急速な感染拡大の懸念がある場合
⇒必要性を判断した上で**行政検査**
検体が多ければプール方式も

施設職員等検査助成 制度の創設

施設職員等の健康管理のための自主的検査を支援
【補助率：1/2】

新型コロナ対策オフィス推進!!

- 事業所で行う感染対策として「新型コロナウイルス感染予防対策オフィス」「認証事業所」を呼びかける。[現在の事務所協賛店数約10]

例：従事者の健康管理、従事者のマスク着用と手指衛生の徹底、室内の換気、高頻度接触部位の消毒、事務作業場所、外来者との打ち合わせ場所、休憩場所のフィジカルディスタンス確保 等

*全国では、事務所・オフィスにおいてもいわゆる職場クラスター事例が発生



- 各業態に応じたガイドラインの作成・応援

オフィス・製造事業場ガイドライン[日本経済団体連合会作成]のほか、該当しない事業所についてはガイドラインを作成し、応援する

- 企業内感染症防止対策補助金の申請期限を3月まで延長

- ・マスク、アクリル板の購入などを補助(20万円上限、補助率3/4)
- ・執務室環境整備やサービス転換などを補助(200万円上限、補助率3/4)



<事業所が行っているパーティションの設置等の感染対策の写真を提出していただくと、応援金10万円を支給>

県庁における感染対策の徹底

○オフィスでの職場内感染が続発していることを踏まえ、職場内及び職員個々の感染対策を改めて徹底

■感染予防対策・健康管理の徹底

- 出勤前に検温し、発熱等の症状が発現した場合の休暇取得を徹底する
- 業務中だけでなく、私的な場面においても、感染予防対策（「三つの密」の回避、マスクの着用、手指消毒など）を徹底する

■職場内の感染対策（鳥取型オフィスシステム）の徹底

- 職員の執務機の配置の見直し、間仕切りの設置、共用物品（コピー機・電話機等）の定期的な消毒等、鳥取型オフィスシステムのレベルを上げ、感染対策を徹底する
- 各所属において、「新型コロナ対策チェックDB」による職場点検を実施済
- 衛生管理者等の研修会、衛生管理者等による職場巡視を実施中
- 接触面を減らすため、トイレ手洗いの自動水栓化や執務室等のドアノブをレバーハンドル式に改修中

大学生への注意喚起の徹底

- 各大学の専用ツール等を活用して、学生一人一人に確実に伝わるメッセージを発信するよう、各大学へ要請。

●新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言内容

- 感染リスクが高まる「5つの場面」の回避など基本的な感染対策の徹底
 - ・飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間における飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりなどに特に注意すること
- サークル活動における感染リスクの高い活動の制限等
- 不要不急の都道府県を跨ぐ移動の自粛
- 卒業旅行や謝恩会の自粛
- 若者が気が付かずに周囲の高齢者等へうつす恐れがあること、重症化する場合やいわゆる後遺症の報告があることの周知

●その他

- 感染予防対策の徹底が図られているアルバイト先の選定
 - ・「新型コロナ対策認証事業所」、「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」など
- 学生寮を有する高等教育機関については、学校寮ガイドラインの徹底
- 20代の感染者数が他の年代よりも多い実態があることの周知

※ 各大学とも2月～4月上旬は、休業期間中。

緊急事態宣言の延長に伴う県庁の対応

■ 職員の県外出張等の取扱

- 県外への出張、県外からの関係者等の招へいについては、基本的にオンライン形式で代替する
- 「緊急事態宣言」の対象地域である東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県への出張は引き続き制限する
- 上記の10都府県以外の地域のうち、感染が流行している地域（「感染流行警戒地域(Ⅳ)」「感染流行嚴重警戒地域（Ⅴ）」）への出張は、必要性を十分検討し、不急の出張は控える

■ 職場への出勤等の取扱

- テレワーク（在宅勤務、サテライトオフィス勤務）、時差出勤等、人との接触を低減する取組を推進する

■ 庁内会議の対応

- 庁内会議であっても、参集は控え、テレビ会議を活用する
- 参集する場合は、人と人との距離を確保する

緊急事態宣言の延長に伴う県庁の対応

■ 県外本部の対応

- 県庁内に県外本部の分室を設置しており、一定の職員を帰鳥させるなど、テレワーク中心の業務体制を継続する。現地スタッフにおいては引き続き感染予防を徹底する

■ 首都圏アンテナショップの対応

- 3月7日(日)まで、とっとり・おかやま新橋館（首都圏アンテナショップ）の営業時間の短縮（午後8時まで）を継続する

■ 県庁における財務業務の2系統体制

- 職員が罹患した場合においても、公金等の支払に支障がないよう、予備の執務室での業務体制を継続する
 - ✓ 公金支払業務を担う所属（統括審査課・庶務集中課）の職員を2グループに分離
 - ✓ 還付等の税務業務は、各県税事務所・税務課の間で相互にバックアップ

■ 県庁内職場も感染対策を徹底し「新型コロナウイルス感染予防対策オフィス」を推進

県主催イベントの対応について

○緊急事態宣言の期間中、緊急事態宣言対象地域をはじめ、感染拡大地域からの参加が見込まれるイベントや当該地域で開催するイベントで、リモートやオンラインによる工夫ができないものについては、原則延期・中止とする。

例) 鳥取学出前講座 (関西本部) → 2・3月開催分 中止

関西・みんなで頑張ろう宣言

緊急事態宣言の早期解除に向けて

京都府、大阪府、兵庫県が緊急事態宣言の対象地域となってから2週間が経ちました。しかし、昨年4、5月の緊急事態宣言の時と比べると、人の流れはまだまだ減っておらず、新規感染者の減少には結びついていません。何としても、この緊急事態宣言期間中に感染拡大をくい止めるため、緊急事態宣言の対象地域では、**感染拡大防止対策の徹底に取り組みましょう。**

- 昼夜を問わず、**不要不急の外出自粛を徹底**しましょう
- **若い方は**、自分に後遺症が残ることや高齢者等への感染の原因になることを自覚して**行動に注意**しましょう
- 在宅勤務(テレワーク)やテレビ会議などを一層推進し、**出勤を抑制**しましょう

関西みんなで頑張ろう

新型コロナウイルス感染症を抑え込むためには、緊急事態宣言が発出されている地域のみならず、**関西全体での人の流れを減少させる**ことが必要です。

- **マスクの着用、手洗い、ソーシャルディスタンスの確保など**、感染防止の基本を徹底しましょう
- 症状が出れば、通勤通学を控えて**直ちに電話相談のうえ、医療機関を受診**しましょう
- 感染拡大地域との**不要不急の往来を控え**ましょう
- **家庭内や施設内に感染を持ち込まない、拡げないよう**、行動に注意しましょう。
特に、ホームパーティーなど大人数での飲食や長時間に及ぶ飲食は控えましょう
- 病床にある人を思いやり、医療関係者等の奮闘に感謝して、
関西府県市民が**支え合って、感染拡大防止に取り組み**ましょう



特措法等の一部を改正する法律案

1月22日：政府案閣議決定、国会提出

2月1日：衆議院において修正案可決（刑事罰の削除、過料の金額引下げ等）※下記の青字部分

2月3日：参議院において可決成立見込み

→ 公布の日から起算して10日を経過した日から施行

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

① 「まん延防止等重点措置」の創設

- ・ 緊急事態宣言に至らない段階で、特定の地域において国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるまん延を防止する目的で創設
- ・ 営業時間の変更等の要請、要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料（20万円以下）を規定

② 緊急事態宣言中の施設の使用制限等

- ・ 要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料（30万円以下）を規定

③ 事業者、医療機関及び医療関係者に対する支援

- ・ 事業者に対する支援に必要な財政上の措置等及び医療機関、医療関係者に対する支援等の措置に係る国及び地方公共団体の責務を規定

④ 臨時の医療施設の設置

- ・ 現行の緊急事態宣言中の開設から、政府対策本部が設置された段階で開設できるよう規定

⑤ 差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務規定の創設

特措法等の一部を改正する法律案

2. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正

- ① 新型コロナウイルス感染症の法的位置付け
 - ・ 新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染症として位置付け
- ② 国・地方自治体間の情報連携
 - ・ 保健所設置市・区の発生届を厚生労働大臣に加えて都道府県知事にも報告すること及び他自治体居住者に係る発生届を居住自治体へ通報すること等を規定
- ③ 宿泊療養・自宅療養の法的位置付け
 - ・ 患者の宿泊療養・自宅療養について、協力を求めることができる規定を新設
- ④ 入院勧告・措置の見直し
 - ・ 入院措置に応じない場合又は入院先から逃げた場合の過料（50万円以下）を規定
- ⑤ 積極的疫学調査の実効性確保
 - ・ 積極的疫学調査に正当な理由なく協力しない場合の命令（書面による通知）、命令に違反した場合の過料（30万円以下）を規定
- ⑥ 医療関係者・検査機関への協力要請
 - ・ 緊急時の医療機関、医療関係者及び検査機関への協力依頼の規定を新設
 - ・ 正当な理由なく応じないときの勧告、勧告に従わなかったときの公表を規定

※③については検疫法にも宿泊療養・自宅待機その他感染防止に必要な協力要請を規定

特措法及び感染症法の一部改正と本県クラスター対策条例

この度の国の特措法・感染症法等の一部改正は、クラスター対策条例とは別の趣旨・目的と規定内容である。

特措法及び感染症法の一部改正

【特措法】

- まん延防止等重点措置の創設
- 施設の使用制限の実効性確保
- 事業者に対する支援の財政上の措置
- 差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務

等

【感染症法】

- 宿泊療養・自宅療養の協力要請規定の新設
- 入院勧告・措置の実効性確保
- 積極的疫学調査の実効性確保

等

本県クラスター対策条例

- 県、市町村、県民及び事業者の責務
⇒ 予防、発生後の協力、事業活動応援
- クラスターが発生した場合
⇒ 自ら店舗・施設等を営業停止、調査協力、対策実施
⇒ 利用者に連絡がつかない場合は施設名の公表
⇒ 自ら営業停止しない場合等の勧告
- 患者やその家族、医療従事者等を応援、差別や誹謗中傷の禁止

等

人権に関する規定については、特措法は国と地方公共団体に新型インフルエンザ等に関する啓発を行うことを義務付けているのに対し、クラスター対策条例は県民や事業者等に誹謗中傷をしてはならない等を定めたもの。

改正特別措置法・感染症法の運用に係る検討チーム

- 2月3日に成立予定の特別措置法・感染症法の改正を受けて、本日『改正特別措置法・感染症法運用検討チーム』を設置。
- 罰則の適用をはじめ、権利の制限にわたる措置については必要最小限とする一方、悪質なケースに対しては厳格に対応できるよう、具体的な運用方針を検討。

(参考) 改正特別措置法・感染症法運用検討チームの体制
令和新時代創造本部、福祉保健部、生活環境部、危機管理局

【県内203例目(鳥取市保健所管内73例目)】

1 概要

年代：非公表

性別：非公表

居住地：鳥取市

職業：非公表

2 現在の症状：なし(無症状病原体保有者)

3 経過(検体採取2日前の行動歴)

1/30(土) 外出(市内)

1/31(日) 自宅

2/ 1(月) 外出(市内)

既感染者の濃厚接触者として検体採取

2/ 2(火) 県衛生環境研究所のPCR検査で陽性判明

4 発症日から14日前までの国外、県外の移動歴：あり(時期・地域は非公表)

5 現在の陽性者の状況：入院協力医療機関に入院(2/2)

6 濃厚接触者等の調査状況：濃厚接触者：1人(2/3 PCR検査予定)

(2/3 14:00時点) 接触者：4人 (2/3 PCR検査予定)

【県内204例目(鳥取市保健所管内74例目)】

1 概要

年代：非公表

性別：非公表

居住地：鳥取市

職業：非公表

2 現在の症状：咳

3 経過(発症日2日前の行動歴)

1/27(水)～1/28(木) 外出(市内)

1/29(金) 市内医療機関Aを受診し、抗原定性検査で陰性
悪寒、発熱(38.5℃)、関節痛【発症日】

1/30(土) 悪寒、発熱、関節痛。外出(市内)

1/31(日) 悪寒、発熱、関節痛。自宅

2/ 1(月) 悪寒、発熱、関節痛。外出(市内)

2/ 2(火) 市内医療機関Aを受診し、抗原定性検査→陽性
悪寒、発熱(39.7℃)、咳、関節痛

2/ 3(水) 県環境衛生研究所でPCR検査→陽性

4 発症日から14日前までの国外、県外の移動歴：なし

5 現在の患者の状況：入院協力医療機関に入院(2/3)

6 濃厚接触者等の調査状況：濃厚接触者：0人

(2/3 14:00時点) 接触者：22人(2/3PCR検査 3人陰性 19人検査予定)

対応方針

1. 陽性者対応

入院協力医療機関に入院

2. 濃厚接触者等への対応

- 積極的疫学調査を実施し、濃厚接触者を特定
 - 最終接触日より2週間の健康観察
 - 外出自粛要請
- 接触者に対し、PCR検査を幅広く実施
- 感染源特定のため、発症前2週間の行動歴を調査し、関係する都道府県があった場合は情報提供を行う

医療提供体制

1. 入院体制(2月3日 12:00現在)

確保病床(A)	現時点確保病床(B)	入院者(C)	C/A	C/B
	313床			

(※)現時点確保病床を臨時的に29床追加確保中(フェーズ2:213床 ⇒ 242床)

2. 宿泊療養体制(2月3日 12:00現在)

地区	部屋数	入所者	備考
東部	66室	0人	8月13日開設
西部	40室	2人	1月12日開設

対象者:入院加療後、主治医が宿泊療養可能と判断した者

運営体制:看護師の24時間常駐による健康サポート

医師の毎日の往診とオンライン診療

鳥取県版新型コロナウイルス警報（2月3日現在）

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	1/22～
中部地区	警報	1/15～
西部地区	—	2/2 解除

※クラスター発生などで特定の市町村内で感染拡大が特に懸念される場合、専門家の意見を伺った上で当該市町村に限定して警報を発令し、警戒を呼びかけます。

<県民の皆様へのお願い>

- ◆ 県外との往来のあるかたやその接触者、友人・家族間の感染が引き続き確認されています。
- ◆ 警報発令地域の皆様におかれましては、引き続き感染警戒レベルを格段に引き上げ、少しでも体調が悪ければ出歩かないことを心がけ、マスクの着用やこまめな手洗い、手指消毒を徹底し、特に「三つの密(密閉、密集、密接)」を避け、人と人との感染防止距離(概ね2m)を取るなど、感染予防に最大限の注意を払っていただきますようお願いいたします。
- ◆ 全国的な感染拡大に伴い、県内でもうつりやすくなっていますので、その他の市町村の皆様におかれましても、感染防止の取り組みの徹底をお願いいたします。
- ◆ また、接触者として連絡を受けた場合は速やかに接触者等相談センターに連絡し、PCR検査を受けていただくようお願いいたします。

【東部】☎0857-22-5625 【中部】☎0858-23-3135 【西部】☎0859-31-0029

分科会提言の指標と鳥取県の状況

指標				鳥取県 2月3日 12:00現在	ステージⅢ の指標目安
医療提供体制等の負荷	① 病床の ひっ迫具合	病床全体	現時点確保 病床占有率	9% (21/242床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	7% (21/313床)	20%以上
		うち重症者用病床	現時点確保 病床占有率	0% (0/44床)	25%以上
			最大確保 病床占有率	0% (0/47床)	20%以上
	② 療養者数(対人口10万人) ※県人口55.6万人で計算			4人 (実数21人)	15人以上
監視体制	③ 検査陽性率(直近1週間) ※1/27~2/2		0.3% (5/1,599人)	10%以上	
感染状況	④ 陽性者数(対人口10万人/週) ※以下、直近1週間は1/27~2/2で集計		0.9人 (実数5人)	15人以上	
	⑤ 陽性者数の直近1週間と前週の比較		少ない (5人/14人)	多い	
	⑥ 感染経路不明割合(直近1週間)		20% (1/5人)	50%以上	

いずれの指標もステージⅢの目安を下回っており、本県はステージⅢに達していないと考えられる。

新型コロナウイルスの遺伝子解析状況：系統図

7-9月 第2波
の主流系統

○県内で確認されたウイルスは、全国同様の系統が確認されており、県内の感染は全国の流行に影響されている。
○現在、県内で確認されているウイルスは、昨年秋とは異なる系統。

10-12月 第3
波の主流系統

3月中旬からの
欧州系統の流入

初期の武漢系
統

12月
鳥取市内感染事例

11月
鳥取市内感染事例

12月鳥取市職場内感染事例

1月鳥取市内感染事例

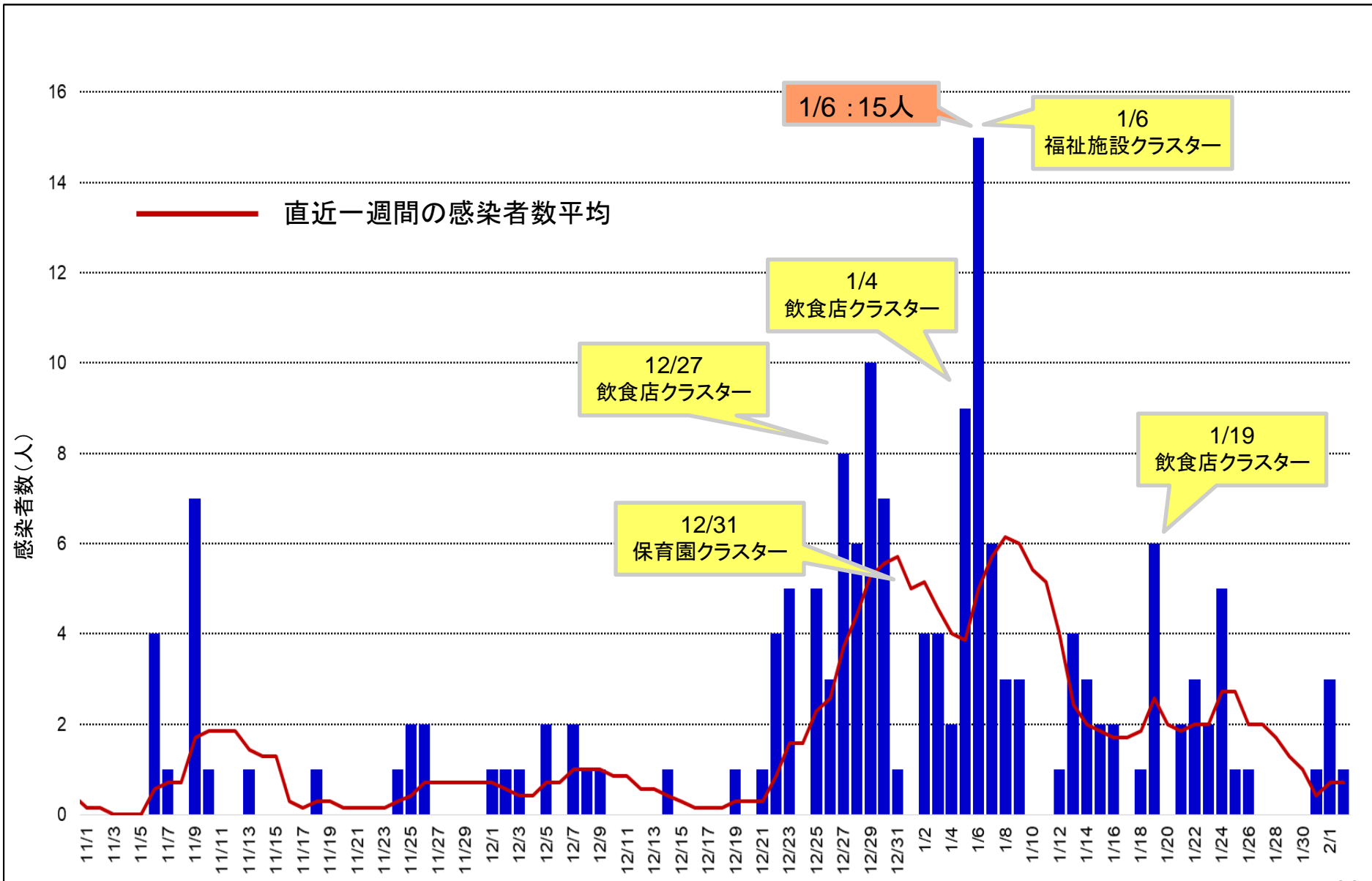
・倉吉市保育園クラスター関連

・境港市飲食店クラスター関連

・米子市社会福祉施設クラスター関連 など
陽性者累計：63件

※県内で確認された感染者の検体のうち、遺伝子解析が可能なウイルス量の検体を国立感染症研究所に分析依頼したもの

感染者数の推移 (発表日ごと)



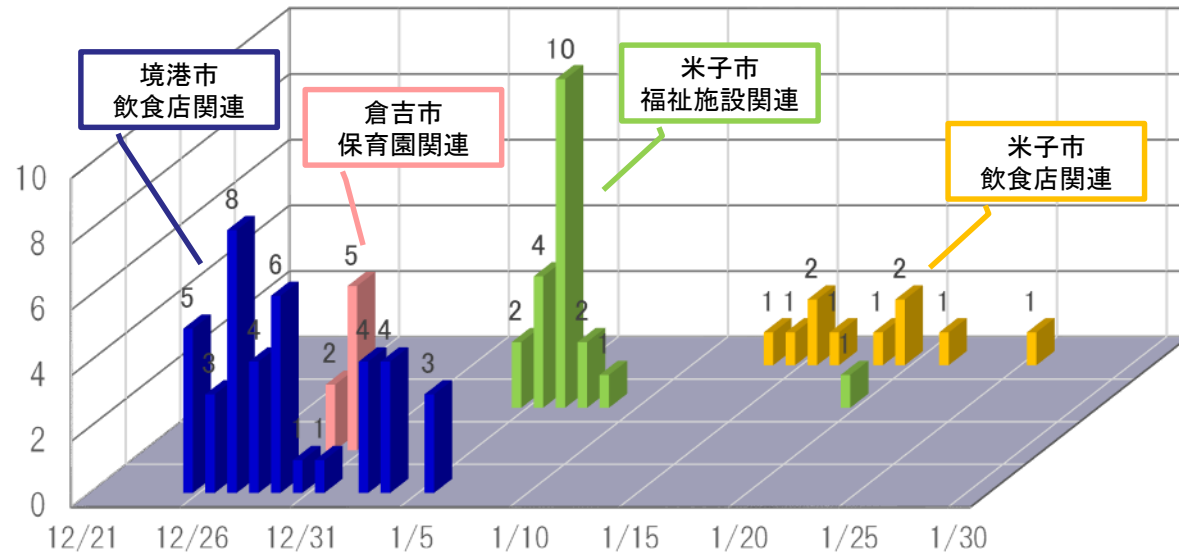
クラスターの発生状況

※数値は暫定値

番号	確認日	発生施設	所在地	陽性者数 ()内は関連する陽性者 を含めた人数	検査件数
2例目	R2.12.27	接待を伴う飲食店	境港市	13人 (39人)	489
3例目	R2.12.31	保育園	倉吉市	6人 (7人)	257
4例目	R3.1.4	接待を伴う飲食店	境港市	5人 (2例目を含む)	2例目を含む
5例目	R3.1.6	社会福祉施設	米子市	14人 (20人)	201
6例目	R3.1.19	接待を伴う飲食店	米子市	7人 (10人)	265

これらのクラスターについては収束と判断

クラスター別関連陽性者の推移



臨時PCR検査センターでの検査状況

実施日	検査件数	陽性
1月22日	31	0
1月23日	44	0
1月25日	26	0
1月26日	23	0
1月27日	38	0
1月28日	16	0
1月30日	12	0
2月1日	14	0
2月2日	28	0
計	232	0

クラスターが発生した業種への対応状況

1 体験型小売業

- ・医療機器の体験を伴う販売形態を有する店舗においてクラスターが発生

→県版のガイドラインを作成、対象事業者200店舗へ通知します

＜ガイドラインの特徴(対策例)＞

- ・大人数が集まり大声を出すような行為は行わない
- ・適切な消毒、換気の徹底、人と人との距離を確保
- ・商品の説明は短時間で行う

2 自動車教習所

- ・寮のある自動車教習所においてクラスターが発生

[県内の状況]

- ・9校の自動車教習所あり

新型コロナ対策認証事業所:2施設[山陰中央自動車学校(米子)、鳥取県自動車学校(倉吉)]

- ・7校が合宿を受入、各校入校生の2～8割は県外合宿生(主に京阪神から)
- ・5校は所内に寮あり、2校は民間宿泊施設利用

→1/29 全教習所に対して、学校寮ガイドラインを改めて通知済

＜教習所で実施されている主な対策＞

自動車教習所ガイドライン(業界作成)による対策を実施

- ・入校生に入校2週間前からの体調の記録を依頼し、提出を求める
- ・教習車のハンドル等アルコール消毒、教習中に窓を開けて換気
- ・寮内での消毒の徹底、食堂の席にアクリル板を設置 等

→ガイドラインに基づく対策の一層の強化・継続に向け、
認証取得を働きかけていきます